

注意事項

- ・ 2024年4月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。(追加等があった場合、順次更新する予定です。)
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
税の証明書取得時の委任状省略	本人以外の方が税の証明書（所得課税証明書、納税証明書等）を取得する際、住民票上で同世帯の親族と確認できれば委任状を省略可としている。同世帯だが親族でない人も、ファミリーシップ制度受理証明書提示により親族と同等とし、委任状省略で取得できるようにする。	○			税務課管理係 0566-95-9876
市民病院での面会や症状の説明	市民病院での面会や症状の説明をすること。		○		医事経営課 (代) 0566-48-5050
市民病院での緊急連絡先の指定	市民病院での緊急連絡先の指定をすること。		○		医事経営課 (代) 0566-48-5050
碧南市営住宅への入居	愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者は、契約者の親族として取扱うこととし、碧南市営住宅への入居（同居）を可とする。	○			建築課管理係 0566-95-9906